

会 議 録

会議の名称		平成30年度第2回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		平成30年6月26日（火） 開会：午後1時30分　閉会：午後3時00分		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局（担当課）		保健福祉部 介護福祉課		
出席者	委員	星野会長代理，地引委員，今井（由）委員，中荃委員，高橋委員 戸田委員，佐藤委員，坂本委員，吉田委員，今井（早）委員 計10人		
	その他			
	事務局	堀保健福祉部長，小林保健福祉部次長兼介護福祉課長， 稲葉地域包括支援センター長，森山介護福祉課課長補佐， 高橋係長，芳師渡係長，中村係長 計7人		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 (1) 地域包括支援センターの機能強化について 4 その他 (1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について 5 閉会		
確定年月日		会議録署名		
平成 年 月 日				

審 議 経 過

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 地域包括支援センターの機能強化について

地域包括支援センターの充実と効率的な運営を目指すため、センターの委託型による運営への移行も含み、地域包括支援センターの設置目的、設置主体と設置形式、市の責務、職員の配置、在宅介護支援センター、地域包括支援センターの事業構成などについて、見直しに取組ことを報告した。

【主な意見等】

会長代理： それでは委員の皆様から質問、意見等がありましたら、お願いいたします。市の中の日常生活圏域についての歴史は、もう4期か5期の計画ぐらいからあり、包括職員の地区担当制や、生活圏域を6分割して地区診断を細かくしていたので。

事務局： 日常生活圏域の設定自体は、市が3年に一度定める高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で定められているもので、これに包括職員を担当地区制度にしたのは、平成29年度からになります。まだ、1年です。

会長代理： 機能的には段々と効果が見られているところはあるんですよ。あとは、日常生活圏域ごとのデータで、地区ごとの人口の比率や、高齢化率が変わってきていますが、例えばこの6分割した圏域ごとにセンターを設置するという案は、3000人以上6000人未満という規定では、ちょっと難しいですね。

事務局： 圏域の設定に当たりまして、先ほど「日常生活圏域との整合性に配慮して」と申し上げましたが、6分割にしてしまいますと、3000人から6000人で、それぞれに3職種を1人ずつ置くということになります。それでは、3000人ぐらいの人口のところも出てきますので、費用対効果の部分等もありまして、6分割できればいいのですが、実態としては離れてしまうので、効果的な分け方ができればいいのかなと思います。

会長代理： 分析したデータを見たことがありますが、非常に細かく調べていて、生活パターンや、住民の方はどのような方が多いとか、どういうパターンで生活をしているか、家族構成とか非常に細かく分析されているような状況なので、それをそのまま活かさない手はないと思っていたのですが、実情としては圏域ごとで置くというのは、難しいということですよ。委員の皆さん他にご意見があればお願いします。

委員： 具体的な案は、次回以降お示ししていただけるということですが、設置形式に直営方式と委託方式があり、いくつかのパターンが示されていますが、このうちのどれを考えているかも次回以降ですか。

事務局： 今回は圏域を一番大きいテーマと考えております。この圏域の人口規模、高齢者人口、それを踏まえてどうするか。直営方式・委託方式については、構想の方を提案する場所でありまして、今回は圏域をご提案させていただいた上で、市役所の庁議で、どういう方向になっていくのか具体化したものに対して、意見をいただいて、具体的な案としましては、次ここで運営協議会の方で提案という形にさせていただく方針です。直営・委託の方向というところは、庁議で了解ということをお願いした上で進めて、またここで話を進めていくような形になります。

会長代理： 守谷市はまだ高齢化率がまだ20%そこそこで、隣の取手市あたりは30の後半ぐらいかと思う。取手市は委託していますが、例えば参考までにとどのような形の分け方をしていますか。

事務局： 取手市は、市直営はなく、4箇所の法人に委託しています。もともと取手市と藤代町が合併していますので、圏域の設定にあたっては、その辺が関係していたようです。社会福祉法人3箇所とその他の公益財団法人に1ヶ所ということになっております。

会長代理： 割と近いので地域柄、いろいろ参考になるかと思っています。これから守谷市はどんどん高齢化率は進んでいくような形になると思いますが、その辺、センターの方設置については強化していかないといけない領域だと思います。委員の皆様、その他にご質問をお願いします。

委員： 6地区に包括から地区担当職員がついたことで、在宅介護支援センターの総合相談件数が減少し、その分6地区の包括地区担当職員の業務が忙しくなってしまったのか。包括も在介の相談件数もとても減ってきていますが、どうでしょうか。

事務局： 包括・在介ともに、どちらも減少しております。しかし、地域包括支援センターは、窓口での介護保険新規申請受付もしており、介護保険の認定者が1400人位いる中、1000件弱の相談を受けておりました。その受付を本来の担当である保険グループが行い、現在は何回も相談となる継続ケース対応にシフトしています。相談件数が減ったといえども、一人暮らし高齢者世帯や認知症家族の1人世帯、2人世帯、成年後見制度利用など、非常に複雑化した相談が増え、家族調整等に手間がかかっているのが現状です。

在宅介護支援センターにつきましては、総合相談窓口のランチとして従来からの協力いただいておりますが、包括が6地区に担当職員をおいたことで、住み分けを行い、相談の入口が非常に分かりやす

くなったため、在宅介護支援センターへの相談件数の多少の減少になっているかと考えられます。

また、毎年熱中症訪問を在介と民生委員のご協力をいただき行っておりますが、熱中症訪問から継続ケースとなる件数も多くないというところとも考えられます。

委員： 夏の熱中症訪問は非常に助かっております。その件数も具体的にやっている件数として載せた方がいいのではと思いました。

それから今後日常生活圏域の6地区で進めていこうということで具体的に考えておりますが、さらにもう少し細分化したい、減らしたいなどの見直しは、今後高齢化進んでいったときに可能でしょうか。

事務局： 地域包括支援センターの運営に関しては、大原則高齢者人口によって、職種を何人配置するかということになるため、大野・大井沢地区ですと数百人となるため、6地区あるから6ヶ所というのは現実的には置けないということをご理解いただければと思います。高齢者人口の5年後10年後、どのように変わっていくかを見定めながら、次回ご提案させてもらう中で、皆様のご意見をいただきたいと思えます。

委員： 少し話が反れてしましますが、先日、松前台自治会館にて介護保険の説明会があり参加したのですが、皆さん色々な質問をしていましたが、介護保険を使っていない、実態も知らないという高齢者の方が多いと分かりました。それが現状だと思いますので、知る機会に自治会館などを利用するのも一つの参考になるのではと思いました。

会長代理： そういう意見も今後反映していただければと思います。

そもそも設置人数の規定が3000人以上6000人未満とありますが、複雑かつ広範囲にわたるような業務の中で、実際この人数で間に合っているのかどうか。たとえば市として手厚く人員配置を設定することができるかとか、そういう議論についてはどのような場で考えるべきでしょうか。

事務局： 現状の感想にはなりますが、非常に足りているかということ、難しいです。なぜかということ、直営1ヶ所でやっており、そこに行政職やさまざまな相談があるだけではなく、在宅医療・介護連携、認知症施策、一般介護予防事業など、他の業務があります。平たく3000人から6000人に、各職種を置くとなると厳しいのが現実です。

会長代理： 規定でそれぞれ各職種1名ずつのところも手厚く配置することで、介護の認定率を低く抑えることができる可能性もあると思うので、今後検討していただければと思います。

委員： 包括委託のデメリットを考えた場合、市との連携が上手くいくかどうか大切だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 包括委託の際に最も課題に出ることだと思います。市との連携は下

準備をした上で、進めていきたいと思えます。市が持っている情報がたくさんありますので、受託をする法人があった場合には、情報提供と市と委託先と一緒に連動することが多くなるかもしれません。包括が今まで何年も培ったエッセンスも伝えていかなければいけないところもありますので、支援も十分やっていきたいと考えております。

会長代理： どの職種業界もそうですが連携し、情報共有していくのは必要なことだと思いますのでよろしくお願いします。

4 その他

(1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

平成30年7月29日に指定期間満了となるデイサービス守谷リハビリテーションセンターの指定更新について報告し、意見をいただいた。

【主な意見等】

会長代理： デイサービス守谷リハビリテーションセンターの再指定更新の件について、委員の皆様から質問ご意見等あればお願いいたします。

委員： 御所ヶ丘二丁目11番地2山田ビル1階というのはどの辺りでしょうか。

事務局： 新守谷駅から県道をスーパーのビッグAなどの方に向かっていただき、高速道路の橋がある手前側です。

委員： 63名現在登録されていて一日10名利用されてらっしゃるということですが、登録だけしている方が多いという意味でしょうか。

事務局： 63名が毎日通っているのではなく、週1回利用の方もいれば週2回利用の方もいらっしゃいますので、1日その時間に利用される方は10人までとなっています。登録だけで通っていないという方はいません。

委員： 従業員者数の5名の職種の内訳をうかがってもよろしいですか。

事務局： 管理者兼機能訓練員1名、生活相談員2名、介護職員が2名です。

委員： 管理者の方が理学療法士ということでもよろしいでしょうか。

事務局： はい。管理者ですね。

委員： 設置面積やその環境面について明記する必要性は特にないでしょうか。

事務局： 機能訓練室の面積は利用者人数×3平米の決まりがありますので、こちらの事業所ですと、30平米以上必要となっております。そちらにつきましては、書類上56.5平米という事で、基準を満たしています。同時に現地確認によって計測しておりますので、問題はございません。

委員： リハビリに特化しているということですが、入浴サービスとかはあるのかと、入浴室があるのでしょうか。

事務局： こちらのサービス事業所は入浴のサービスは行っておりません。従

いまして入浴設備もございません。

会長代理： いわゆる機能訓練特化型のデイサービスというような形式でやっているところですね。では当協議会としての意見はなしということで、よろしいでしょうか

【一同了承】

(2) 次回の会議日程について

平成30年7月26日(木) 午後2時から開催することとなった。

5 閉会